

年次有給休暇を 活用して福岡県の 魅力に触れよう!

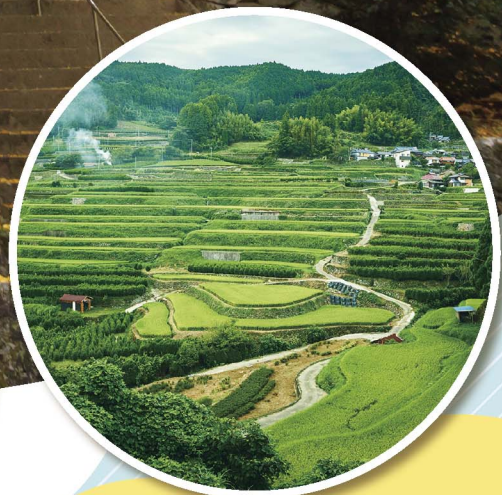
年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



10月は
年次有給休暇取得促進月間です



11月18日(水)は
県内一斉ノー残業デーです



チャレンジふくおか

「働き方改革推進協議会」では、国・県・
労使が一体となって、福岡県の働き方改革を
推進するための取り組みを行っています。

年次有給休暇を活用して 福岡県の魅力に触れよう!

Point
1

季節のイベントを楽しむ



英彦山参道



柳川川下り

Point
2

歴史や文化に触れる



門司港レトロ



小倉城

Point
3

旬の味覚を満喫



もつ鍋



うなぎのせいろ蒸し

Point
4

日々の疲れをリフレッシュ!



白糸の滝



原鶴温泉

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけでなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福岡県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みしましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を
確実に取得させることが必要となりました。